えで、ご来場ください。発行されない場合は、税務署にお尋ねください。

⑥社会保険料控除（国民健康保険税・国民年金保険料など）額の控除証明書など

⑦生命保険、地震・旧損害保険料控除の証明書

⑧営業・不動産・農業所得のある方は、青色決算書・白色収支内訳書（あらかじめ作成してご来場ください。なお、租税公課は、固定資産税の課税明細書に記載がありますので確認してください。）

⑨医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける方は、下記をご参照ください。

⑩雑損控除を受ける方は、災害の被災証明書など所定の証明書・損害により支出した領収書

⑪障害者控除を受ける方は、障害者手帳や福祉事務所長などの認定書など

⑫寄附金控除を受ける方は、寄附金受領証明書・寄附金領収書（申告者名義）など（**ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方で申告をする場合は、特例が適用されなくなるため、前述の書類が必要となります。**）

⑬還付申告をされる方は、申告者名義の振込先口座番号がわかるもの

※申告の内容により、①～⑬以外の書類が必要となる場合があります。詳細は市役所税務課および税務署にお尋ねください。

◆公的年金などを受給している方

公的年金などの収入金額が400万円以下であり、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告の必要はありません。（公的年金などに係る確定申告不要制度）

※この場合でも、還付を受けるためには確定申告書を提出する必要があります。

また、公的年金などに係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で確定申告の必要がない場合でも、市県民税の申告が必要です。

☀申告すると所得税が戻ることも

確定申告をする義務のない方でも、申告をすれば所得税の一部が戻る場合があります。

▽医療費控除またはセルフメディケーション税制の適用を受ける場合

詳しくは、下記をご参照ください。

▽年末調整を受けていない場合

年の途中で退職し、再就職しなかった場合など。

医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の適用について、領収書の提出が不要になりました。

医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の適用を受ける場合は、領収書の提出が不要となりました。その代わりに医療費控除（またはセルフメディケーション税制）の明細書を記載のうえ添付する必要があります。（健康保険組合などが発行する医療費通知の添付により明細書の記載を省略できます。）

また、領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときは提示や提出の必要があります。

医療費控除の明細書　記載例

平成30年分　医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名　弥富　太郎

1 医療費通知に関する事項

医療費通知（※）を添付する場合、右記の①～③を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の通知等（通知する事柄が記載されたものに限ります。）

（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

① 医療費通知に記載された医療費の額	② （①のうちその年に支払った医療費の額	③ （②のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額
円	② 円	③ 円

2 医療費（上記1以外）の明細　「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額	⑤ （④のうち生命保険や社会保険などで補塡される金額
弥富　太郎	弥富○○病院	✓ 1 医療 2 介護 3 生命保険料控除 1 医薬品購入 2 一般医薬品等購入 3 その他の医療費	81,030 円	5,000 円
同上	××やとみ薬局	✓ 1 医療 2 介護 3 生命保険料控除 1 医薬品購入 2 一般医薬品等購入 3 その他の医療費	25,250	0
弥富　花子	弥富○○病院	✓ 1 医療 2 介護 3 生命保険料控除 1 医薬品購入 2 一般医薬品等購入 3 その他の医療費	15,000	0
		1 医療 2 介護 3 生命保険料控除 1 医薬品購入 2 一般医薬品等購入 3 その他の医療費		
		1 医療 2 介護 3 生命保険料控除 1 医薬品購入 2 一般医薬品等購入 3 その他の医療費		

※明細書の様式は市役所税務課窓口や税務署および国税庁ホームページなどにて入手してください。

控除額の計算方法について

従来の医療費控除

総所得金額等							
200万円以上の方	1年間に支払った医療費	－	保険金などで補塡される金額	－	10万円	控除額は最高200万円まで
200万円未満の方	1年間に支払った医療費	－	保険金などで補塡される金額	－	総所得金額等×5%	

セルフメディケーション税制

（1年間に支払った対象となるOTC医薬品の購入費 － 保険金などで補塡される金額）－ 12,000円　控除額は最高88,000円まで

※従来の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用のため、重複して適用することはできません。

医療費控除の対象

医師または歯科医師の診察費や治療費、治療や療養に要する医薬品の購入費、おむつ代（※医師の証明書など必要）、出産に係る費用、発育段階にある子どもの歯列矯正費用など

セルフメディケーション税制の対象

薬局などで購入した定められた有効成分を含むスイッチＯＴＣ医薬品の購入費（薬のパッケージの印や領収書の表示、**詳しくは厚生労働省のホームページなどをご参照ください。**）

※セルフメディケーション税制を適用する場合は、特定健診やインフルエンザ予防接種などの受診を明らかにする証明書の添付または提示が必要です。

◆自主申告にご協力ください

毎年申告会場は、大変混み合います。申告書をご自身で記入できる方は、申告会場および税務課窓口の税務署への直送投函箱をご利用ください。（申告期間中のみの設置）

青色決算書・白色収支内訳書は、必ずご自身で作成してから、ご来場ください。

租税公課や減価償却の計算でわからないことは、事前に市役所税務課および税務署にお尋ねください。

次の方は津島税務署の確定申告会場（津島商工会議所）で申告をしてください

- 土地・建物・株などを売却された方
- 贈与税や消費税などの申告をされる方
- 青色決算書・白色収支内訳書の作成についての相談をされる方
- 住宅に関わる税額控除を受ける初年度の申告をされる方
- 平成30年中所得分以外（過年分）の確定申告をされる方

【津島税務署からのお知らせ】所得税、個人事業者の消費税および贈与税の申告会場を津島商工会議所で開設します

▼開設期間

2月18日（月）～3月15日（金）（土、日曜日は休みですが、2月24日（日）・3月3日（日）に限り開設いたします。）

※開設期間中、税務署では申告書の提出はできますが、申告書の作成指導は行っていませんので、津島商工会議所申告会場にお越しください。

▼開設時間

午前9時～午後5時

（申告書の作成には時間を要しますので、受付終了時刻の午後4時までにお越しいただくようお願い申し上げます。なお、会場の混雑状況により案内を早めに終了する場合があります。）

▼ところ　津島商工会議所（津島市立込町4丁目144番地）

問 津島税務署　☎26－2161

電話は自動音声で案内しています。音声案内に従って操作してください。

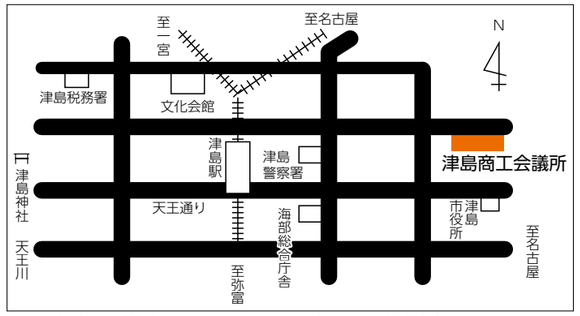

・名鉄津島駅より徒歩20分　津島市役所より徒歩3分

確定申告書の発送については、直接、津島税務署へお問い合わせください。（市で対応していませんのでご了承ください。）

【国税庁からのお知らせ】確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています

近年、ＩＴＣ（情報・通信技術）を利用した申告件数が増加しており、税務署から送付した申告用紙が利用される割合が年々低下しています。このため、国税庁では、申告書用紙の送付に代えて、「確定申告のお知らせ」はがきをお送りしています。皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

（お知らせはがき）

確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがきが送付される方

前年の確定申告書の作成場所・作成方法・提出方法が以下のいずれかに当てはまる方で、翌年も申告が必要と見込まれる方

※手書きにより申告書を作成される方へのご案内

インターネット環境やプリンタのない方などで、確定申告書等の用紙が必要な方は、管轄の税務署（津島税務署）へお問い合わせください。

	作成場所	作成方法	提出方法
1	ご自宅など	確定申告書等作成コーナー	書面
2	税務署の申告会場	申告会場のパソコン	e-Tax および書面
3	市の申告会場	全て	e-Tax および書面
4	青色申告会、商工会などの指導会場	全て	e-Tax および書面